

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町

合 併 協 議 会

第 2 回総務・企画・議会小委員会

日時 : 平成 1 4 年 5 月 2 4 日(金)

場所 : 峰山町役場 2 階大会議室

## 次 第

### 1 開会

### 2 正副部会長の紹介

### 3 議題

#### ( 1 ) 小委員会の協議の進め方について

事務局における調査の現状報告(中間) 平成14年5月17日現在

・合併協定項目に係る調査・調整項目数 (資料1)

・総務・企画・議会小委員会関連専門部会・分科会開催状況 //

・事務事業調書の例示 //

事務事業一元化調整方針の検討 (資料2)

#### ( 2 ) 次回の議題について

事務事業の現況報告

合併協定項目の調整方針について

その他

#### ( 3 ) 次回の小委員会の日程等

第3回総務・企画・議会小委員会

日程 平成14年6月14日(金) 午後1時30分

場所 峰山町役場2階大会議室

上半期の小委員会の日程調整について

### 4 その他

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会

総務・企画・議会小委員会 委員名簿

平成14年5月13日現在

区 分	1 号 委 員		2 号 委 員		3 号 委 員	
総務・企画・議会小委員会	峰 山 町	上田博之	峰 山 町	田中春二	峰 山 町	太田俊輝
	丹 後 町	田中義男	大 宮 町	三崎政直	大 宮 町	養父秀是
			網 野 町	末次祥孝(新)	網 野 町	沖田康彦
			丹 後 町	瀬川善磨	丹 後 町	下田喜六
			弥 栄 町	吉岡敏至	弥 栄 町	行待佳平
			久 美 浜 町	田中 一	久 美 浜 町	奥田圭介

= 委員長、 = 副委員長

総務・企画・議会小委員会関連専門部会 構成員名簿

：部会長 ；副部会長

専門部会名	峰山町		大宮町		網野町		丹後町		弥栄町		久美浜町		関連分科会
	所属 氏名	職名	所属 氏名	職名	所属 氏名	職名	所属 氏名	職名	所属 氏名	職名	所属 氏名	職名	
総務部会	総務課	課長	総務課	課長	総務課	課長	総務課	課長	総務課	課長	総務課	課長	行政 人事・組織 広報 消防
	池田勇一郎		安田 剛		井本 勝己		大下 道之		小出 光祐		田中 治男		
			企画商工課	課長									
			上田 賢										
企画財政部会	財政広報課	課長	総務課	課長	企画振興課	課長	企画財政課	課長	企画財政課	課長	企画財政課	課長	企画 財政 財産管理 電算 出納
	堂田 孝二		安田 剛		三浦 到		岡田 美晴		川戸 孝和		辻 征一郎		
	企画商工課	課長	企画商工課	課長	財政課	課長					建設課	課長	
	中村 基彦		上田 賢		藤原 孝司						辻田 壽男		
					情報システム課	課長							
					小石原 利和								
税務部会	税務課	課長	税務課	課長	税務課	課長	税務課	課長	税務課	課長	税務課	課長	税務
	谷口 正春		糸井 嘉彦		小石原伸秀		東 和彦		行待 輝男		吉岡 誠一		
議会部会	議会事務局	局長	議会事務局	局長	議会事務局	局長	議会事務局	局長	議会事務局	局長	議会事務局	局長	
	中村 賢一		平井 文博		田淵弘信		亀田 勝義		辻 廣志		石田 新作		

## 合併協定項目にかかる調査・調整項目数（平成14年5月17日現在）

## 《総務・企画・議会小委員会分》

## 合併協定項目

必要協定項目	合計	1,648項目
1 合併の方式に関する事	1項目	
2 合併の期日に関する事	1項目	
3 新市の名称に関する事	1項目	
4 新市事務所の位置に関する事	13項目	
5 財産及び債務の取扱いに関する事	158項目	
6 議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する事	125項目	
7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関する事	50項目	
8 地方税の取扱いに関する事	225項目	
9 一般職の職員の身分の取扱いに関する事	135項目	
10 特別職の身分の取扱いに関する事	49項目	
11 条例、規則の取り扱いに関する事	20項目	
12 事務機構及び組織の取扱いに関する事	13項目	
13 一部事務組合等の取扱いに関する事	12項目	
14 使用料および手数料等の取り扱いに関する事	3項目	
15 公共的団体等の取扱いに関する事	5項目	
16 各種団体への補助金、交付金に関する事	3項目	
17 町、字の区域及び名称の取扱いに関する事	10項目	
18 町の慣行の取扱いに関する事	23項目	
19 各種事務事業の取り扱いに関する事		
19 - 1 自治会、行政連絡機構の取扱い	8項目	
19 - 2 情報公開の取扱い	16項目	
19 - 3 男女共同参画の取扱い	2項目	
19 - 5 広聴広報の取扱い	72項目	
19 - 6 消防団の取扱い	66項目	
19 - 7 防災関係の取扱い	21項目	
19 - 8 姉妹都市等の取扱い	14項目	
19 - 9 電算システムの取扱い	118項目	
19 - 10 納税関係の取扱い	50項目	
21 その他必要な事項に関する事	434項目	

現在精査中につき区分、項目数は変動がありうる。

合併協定項目に係る調査・調整項目一覧（平成14年5月17日現在）  
《総務・企画・議会小委員会分》

- 1 合併の方式に関する事
- 2 合併の期日に関する事
- 3 新市の名称に関する事
- 4 新市事務所の位置に関する事
- 5 財産及び債務の取扱いに関する事
  - 1 行政財産(土地)
  - 2 普通財産(土地)
  - 3 覚書土地
  - 4 土地開発公社所有土地
  - 5 行政財産(家屋)
  - 6 普通財産(家屋)
  - 7 歳入内訳(普通会計)
  - 8 歳出内訳(普通会計)
  - 9 収支状況(普通会計)
  - 10 財政力指数
  - 11 公債費負担比率
  - 12 公債費比率・起債制限比率
  - 13 基金残高比率
  - 14 地方債残高
  - 15 経常収支比率
  - 16 債務負担の状況
  - 17 出資・出損等の状況
  - 18 特別会計の決算状況
  - 19 債権
- 6 議会議員の定数及び任期の取扱いに関する事
  - 1 議会の構成
  - 2 議会の予算
  - 3 本会議(定例会、臨時会)
  - 4 委員会の運営
  - 5 一般質問、緊急質問、議案質疑
  - 6 議会の条例等
  - 7 その他
- 7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する事
  - 1 構成
  - 2 予算
  - 3 会議
  - 4 その他

8 地方税の取扱いに関すること

- 1 固定資産税（土地）
- 2 固定資産税（家屋）
- 3 固定資産税（償却資産）
- 4 個人・住民税
- 5 法人町民税
- 6 国保税
- 7 軽自動車税
- 8 都市計画税
- 9 入湯税
- 10 たばこ税

9 一般職の職員の身分の取扱いに関すること

- 1 定数・任免
- 2 賞罰
- 3 服務
- 4 福利厚生
- 5 給与
- 6 旅費
- 7 その他

10 特別職等の身分の取扱いに関すること

- 1 特別職職員の任期
- 2 特別職報酬等審議会
- 3 特別職職員の給料月額
- 4 特別職職員の諸手当
- 5 特別職職員の旅費
- 6 非常勤特別職職員の報酬
- 7 非常勤特別職職員の費用弁償
- 8 非常勤嘱託員に関すること
- 9 選挙長等の報酬及び費用弁償
- 10 公聴会参加者等の実費弁償
- 11 謝礼・費用弁償等
- 12 災害補償

11 条例、規則等の取扱いに関すること

- 1 例規整備

12 事務機構及び組織の取扱いに関すること

- 1 課設置条例
- 2 支所
- 3 処務規程
- 4 町長職務代理人
- 5 収入役の職務代理人順位指定
- 6 事務代決及び専決
- 7 行政委員会
- 8 附属機関

13 一部事務組合等の取扱いに関すること

- 1 丹後広域消防組合
- 2 奥丹後養老施設組合
- 3 竹野川環境衛生組合
- 4 峰山・大宮公共下水道組合
- 5 丹後地区広域市町村圏事務組合
- 6 竹野郡塵芥処理組合
- 7 京都府市町村職員退職手当組合
- 8 京都府市町村交通災害共済組合
- 9 京都府町村議会議員公務災害補償等組合
- 10 京都府自治会館管理組合
- 11 京都府住宅新築資金等貸付事業管理組合
- 12 附属機関

14 使用料及び手数料等の取扱いに関すること

- 1 使用料
- 2 手数料
- 3 分担金

15 公共的団体の取扱いに関すること

- 1 各町共通団体
- 2 各町独自団体

16 各種団体への補助金、交付金等の取扱いに関すること

- 1 負担金
- 2 補助金
- 3 交付金

17 町、字の区域及び名称の取扱いに関すること

- 1 行政区と字の区域

18 慣行（町章、憲章等）の取扱いに関すること

- 1 町章
- 2 憲章
- 3 宣言
- 4 町木、町花、町鳥等
- 5 キャラクター
- 6 キャッチフレーズ、テーマ

19 - 1 自治会、行政連絡機構の取扱いに関すること

- 1 自治会
- 2 行政連絡機構
- 3 地縁団体

19 - 2 情報公開の取扱いに関すること

- 1 情報公開
- 2 個人情報保護
- 3 町長資産公開

19 - 3 男女共同参画の取扱いに関すること

- 1 男女共同参画
- 2 実施事業



#### 19 - 5 広報広聴の取扱い

---

- 1 広報誌発行
  - 2 広聴
  - 3 行政懇談会
  - 4 町勢要覧
  - 5 インターネットホームページ
  - 6 報道関係の対応
  - 7 有線・無線放送
  - 8 その他
- 

#### 19 - 6 消防団の取扱い

---

- 1 消防団の組織
  - 2 消防力の基準
  - 3 消防団の手当等
  - 4 年間行事・訓練等
  - 5 既表彰歴
  - 6 表彰規定
  - 7 相互応援協定の締結状況
  - 8 福祉共済加入等の有無
  - 9 互助事業
  - 10 消防団事務の取扱い
- 

#### 19 - 7 防災関係の取扱い

---

- 1 防災会議
  - 2 自主防災組織等の結成
  - 3 地域防災計画の策定状況
  - 4 広域（震災時）避難場所の指定
  - 5 主な施設・設備等資機材
  - 6 防災行政無線の整備状況
  - 7 防災マップ・カルテの作成状況
  - 8 年間行事
  - 9 共済・見舞金等
  - 10 消防施設、整備の事業計画
- 

#### 19 - 8 姉妹都市等の取扱い

---

- 1 国際交流
  - 2 国内交流
- 

#### 19 - 9 電算システムの取扱い

---

- 1 行政情報インフラの整備状況
  - 2 行政情報システムの稼動状況
  - 3 インターネットの活用状況
  - 4 セキュリティ対策の推進
  - 5 システムの運用組織体制
  - 6 電子自治体の推進
  - 7 高速ネットワーク網の整備
  - 8 インターネットを活用したシステム
  - 9 情報リテラシーの向上
- 

#### 19 -10 納税関係の取扱い

---

- 1 収納・徴収
  - 2 証明・閲覧
-

21 その他必要な事項に関すること

1 行政事務の取扱い

- 1 文書管理、保存
- 2 公印
- 3 町の休日
- 4 公告式
- 5 町史（町誌）の発刊
- 6 自治功労表彰、名誉町民等
- 7 儀式、典礼、行事
- 8 栄典
- 9 渉外・秘書
- 10 行政手続
- 11 行政不服審査、訴訟
- 12 行政改革
- 13 総合調整機能
- 14 総合賠償保険
- 15 公用車管理
- 16 庁舎管理
- 17 予算
- 18 町議会関係
- 19 防犯・生活安全
- 20 統計調査
- 21 企画事務

2 出納事務の取扱い

- 1 収入事務
- 2 支出事務
- 3 監査事務
- 4 源泉徴収事務
- 5 特別会計事務
- 6 企業会計事務
- 7 歳計外現金
- 8 決算事務
- 9 財務関係事務
- 10 書類、帳簿事務
- 11 公有財産管理
- 12 備品物品管理
- 13 契約書管理
- 14 金融機関
- 15 基金
- 16 出資金
- 17 出損金
- 18 入札保証金
- 19 契約保証金
- 20 住宅敷金
- 21 証券、証書
- 22 借入金
- 23 出納員、会計員
- 24 出先の会計処理
- 25 現金の保管
- 26 口座の種類
- 27 出納事務処理の規定
- 28 その他

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 ( 1 )

合併協定項目	8 地方税の取扱いに関すること		整理番号	専門部会名	税務部会	
分類	固定資産税(土地)			分科会名	固定・土地分科会	
		現 況				
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町
1 固定資産税(土地)の課税事務						
納税義務者	毎年1月1日現在の所有者(現に所有する者)	同左	同左	同左	同左	同左
税率	地税法第350条・税条例第62条 税率1.4%を適用。	同左	同左	同左	同左	同左
課税標準	国の基準による。	同左	同左	同左	同左	同左
免税点	地税法第351条・税条例第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が30万円に満たないもの。	同左	同左	同左	同左	同左
根拠条例・要綱・規則等	峰山町税条例	大宮町税条例	網野町税条例	丹後町税条例	弥栄町税条例	久美浜町税条例

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	8 地方税の取扱いに関する事	整理番号	専門部会名	税務部会
分類	固定資産税(土地)		分科会名	固定・土地分科会
課 題		調 整 方 針		
なし				
		小委員会確認期日		協議会確認期日

(例) 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(No.1)

合併協定項目	公共的団体等の取扱いに関すること				整理番号	専門部会名	総務部会
分類	地縁による団体				分科会名	行政分科会	
現 況							
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町	
<p>地縁による団体の認可</p> <p>地方自治法第260条の2及び地方自治法施行規則第18条から第22条までの規定に基づく地縁による団体の認可等の事務</p> <p>(関連事務内容)</p> <p>申請受付・審査 告示 台帳の作成 証明書の交付 認可の取り消し</p> <p>(地方自治法)</p> <p>&lt;平成3年4月2日交付&gt;</p> <p>第260条の2 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(以下本条において「地縁による団体」という。)は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。</p> <p>2 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。</p> <p>(省略)</p> <p>5 市町村長は、地縁による団体が第2項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第1項の認可をしなければならぬ。</p>	申請の都度、審査し許可を行う	同左	同左	同左	同左	同左	
根拠条例・要綱・規則等							

(例) 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(No.2)

合併協定項目	公共的団体等の取扱いに関すること	整理番号		専門部会名	総務部会
分類	地縁による団体			分科会名	行政分科会
課 題			調 整 方 針		
なし					
			小委員会確認期日		協議会確認期日

(例) 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(No.1)

合併協定項目	議会議員の定数及び任期の取扱いに関すること					整理番号	専門部会名	議会部会
分類	本会議					分科会名		
		現 況						
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町		
会議の傍聴手続き 所定の場所で自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人受付簿（傍聴申込書）に記入しなければならない。	傍聴人受付簿の設置	同左	同左	同左	同左	同左	同左	
根拠条例・要綱・規則等	峰山町議会傍聴規則	大宮町議会傍聴規則	網野町議会傍聴規則	丹後町議会傍聴規則	弥栄町議会傍聴規則	久美浜町議会傍聴規則		

(例) 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(No.2)

合併協定項目	議会議員の定数及び任期の取扱いに関すること	整理番号	専門部会名	議会部会
分類	本会議		分科会名	
課 題		調 整 方 針		
なし				
		小委員会確認期日	協議会確認期日	



峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業の現況調査票

合併協定項目	8 地方税の取扱いに関すること					整理番号		専門部会名	税務部会
事務事業名等	固定資産税(土地)					分科会名	固定・土地分科会		
		現		況		平成13年度概調数値より			
項 目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町			
1 納税義務者数	5,060人	4,106人	5,657人	5,137人	2,515人	6,580人			
2 評価総筆数	53,641筆	41,695筆	54,203筆	50,941筆	45,455筆	93,371筆			
3 非課税筆数	18,292筆	15,929筆	14,500筆	13,646筆	19,941筆	30,431筆			
4 宅地筆数	15,409筆	9,665筆	18,005筆	9,575筆	7,370筆	13,778筆			
5 評価総地籍	23,626,204㎡	20,202,608㎡	24,488,008㎡	24,179,312㎡	16,056,199㎡	45,778,126㎡			
6 非課税地籍	7,572,387㎡	12,050,298㎡	5,543,202㎡	5,425,332㎡	14,488,206㎡	16,680,181㎡			
7 宅地地籍	2,372,499㎡	1,878,556㎡	2,563,285㎡	1,024,498㎡	1,066,102㎡	2,203,620㎡			

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業の現況調査票

合併協定項目	6. 議会議員の定数及び任期の取り扱い			整理番号	専門部会名	議会部会
事務事業名等	1. 議会の構成				分科会名	
項目	現況					
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
1 議員						
議員定数	18人	18人	18人	16人	16人	18人
現議員数	18人	17人	18人	16人	16人	18人
法定数(平成15年1月1日以降の法定数)	26人(22人)	26人(22人)	26人(22人)	22人(18人)	22人(18人)	26人(22人)
任期満了年月日	平成15年2月12日	平成15年4月29日	平成18年5月9日	平成15年4月29日	平成15年4月29日	平成15年2月9日
2 任期申し合わせ事項						
議長	2年	2年	2年	2年	2年	2年
副議長	2年	2年	2年	2年	2年	2年
監査委員	2年	2年	2年	2年	2年	2年
広域議員	2年	2年	2年	2年	2年	2年
3 議席の指定基準	原則として当選回数の少ない者(当選回数と同じ場合は年齢の少ない者)順に定める。  議席指定2年	議長18番 1番から当選回数の少ない方から、年齢の若い方から順に。(会派による配置を別途考慮あり)  議席指定2年	議長2番 1番、4番が欠番。議員間で議席の移動協議が整えば移動を認める。(政党間の指定は行わない)  議席指定2年	議長16番、副議長1番 議長、副議長を除き、くじで決定(会派による配置を別途考慮あり)  議席指定2年	議長・副議長及び各会派代表者で調整し、本会議で指定する。欠番は4番  議席指定2年	会派からの申し出後議運で協議し決定する。欠番は4番  議席指定2年
4 常任委員会						
名称・条例定数・任期(現行数)((申し合わせ)	総務常任委員会 6人 2年 産業建設常任委員会 6人 2年 文教厚生常任委員会 6人 2年	総務常任委員会(6人)(2年) 厚生常任委員会(5人)(2年) 産業建設常任委員会(6人)(2年)	総務常任委員会 6人 2年 文教厚生常任委員会 6人 2年 産業建設常任委員会 6人 2年	総務常任委員会 5人 2年 産業建設常任委員会 5人 2年 厚生常任委員会 6人 2年	総務常任委員会 6人 2年 産業経済常任委員会 5人 2年 文教厚生常任委員会 5人 2年	総務常任委員会 6人 2年 産業建設常任委員会 6人 2年 文教厚生常任委員会 6人 2年
選考基準	希望調査に基づき、選考委員会で調整・選考する。	各会派で均衡をはかる。	希望調査に基づき、選考委員会で調整・選考する	議員の希望調査に基づき、議運及び世話人会で調整・選考し、本会議に諮る。	できる限り希望どおりとするが、議長・副議長及び各会派代表者で調整・選考し、本会議で指名する。	会派の申し出により議運で協議
5 議会運営委員会						
条例定数	8人	6人	8人	7人	7人	8人
任期(申し合わせ)	2年	4年(2年)	2年	2年	2年	2年
選考基準	各会派の議員数に比例して配分するよう配慮する。 副議長 各常任委員長3人 各会派から選出された委員4人	委員会、各会派で均衡を図る。  各常任委員長3人 会派代表3人	議長が本会議に諮って指名  副議長 各常任委員長3名 その他4名	構成のとおり (議会申し合わせ事項) 議長が本会議に諮って指名 副議長、常任委員長及び3人以上の議員で構成されている政党、会派及びグループから選出された委員。構成は、政党、会派及びグループの議員数に配慮する。	各会派から選出された委員及び正副議長(議長はオブザーバー)とし本会議で指名	申し合わせによる。 会派から選出する委員 2人から5人までの会派1人 6人以上の会派 2人 副議長、各常任委員長及び各会派から選出した委員で構成し、議長が本会議に諮って指名する。(現在 副委員長、常任委員長、他4人)
根拠法令・要綱・規則等						

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業の現況調査票

合併協定項目	13 公共的団体等の取扱いに関すること			整理番号	専門部会名	総務部会
事務事業名等	3 地縁による団体			分科会名	行政分科会	
		現			況	
項 目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
1 地縁による団体の認可 認可件数	0件	0件	0件	2件	0件	0件
参考 平成13年度認可件数 平成14年度認可件数				1件(是安自治区) 1件(久僧自治区)		
根拠法令・要綱・規則等						

## 資料 1

## 総務・企画・議会小委員会関連 専門部会・分科会開催状況

開催日	部会名	分科会名	協議内容
4月9日(火) 13:30~	正副部会長 会議		部会、分科会の運営
4月11日(木) 13:30~	第1回総務 部会		分科会の数について 分科会の運営方法について 座長の指名について 行政分科会 梅田純市(網) 組織・人事分科会 桜井 武(久) 広報分科会 田宮 均(弥) 消防分科会 下戸隆男(丹) 出納分科会 岩佐佳子(大) 副座長について 分科会の中で選任 第1回分科会の開催について 4月19日に全分科会合同分科会 出納分科会については、企画財政部会へ
4月12日(金) 9:30~	第1回企画 財政部会		部会の構成メンバーについて 網野町情報システム課長・財政課長及び 久美浜町建設課長の3人を追加 分科会の数について 出納分科会を企画財政部会に 分科会の運営方法について 座長及び副座長の指名について 企画分科会 座長 下岡耕一郎(丹) 副座長 藤村信行(峰) 財政分科会 座長 辻村 実(弥) 副座長 中西俊彦(峰) 財産管理分科会 座長 岸本英志(網) 副座長 辻 修平(久) 電算分科会 座長 吉岡敬恭(網) 副座長 木村裕一(久) 第1回分科会の開催について 4月16日に全分科会合同分科会 今後の部会の開催について

<p>4月15日(月) 14:00~</p>	<p>第1回税務 部会</p>		<p>各課長に各課長補佐等を加えた拡大専門部会として開催。</p> <p>分科会の構成について 効率的に分科会を進めるため税目ごとに9分科会とする。</p> <p>分科会の座長及び副座長 座長については、各町課長及び課長補佐が当たる。</p> <p>固定・土地分科会 座長 中邑正樹(大) 副座長 松井 稔(網)</p> <p>固定・家屋分科会 座長 小石原仲秀(網) 副座長 西川隆貴(峰)</p> <p>固定・償却資産分科会 座長 石田雄一(峰) 副座長 中村正人(丹)</p> <p>個人・住民税分科会 座長 山副隆司(網) 副座長 田中千賀代(大)</p> <p>法人町民税分科会 座長 吉岡誠一(久) 副座長 坂本裕子(丹)</p> <p>国保税分科会 座長 行待輝男(弥) 副座長 小谷和広(弥)</p> <p>軽自税分科会 座長 谷口正春(峰) 副座長 金木美由紀(網)</p> <p>徴収・収納分科会 座長 坂本裕子(丹) 副座長 吉田茂夫(弥)</p> <p>証明・閲覧分科会 座長 平林正明(久) 副座長 松川秀之(久)</p> <p>当面の分科会開催予定 4月中に全分科会を開催すべく、4月17日から順次分科会を開催する。</p>
<p>4月16日(火) 13:30~</p>		<p>企画財政部 会構成分科 会合同分科 会</p>	<p>当面の作業について 次回、分科会について 全体説明の後、分科会ごとに当面の作業内容を確認。 分科会の開催場所について</p>
<p>4月17日(水) 14:00~</p>		<p>第1回固 定・土地分科 会</p>	<p>分科会での作業方針の確認 合併協定項目にかかる調査・調整項目のリストアップ作業</p>

4月18日(木) 14:00~		第1回固定・家屋分科会	分科会での作業方針の確認 合併協定項目にかかる調査・調整項目のリストアップ作業
4月19日(金) 13:30~	第1回議会部会		当面の作業について確認 次回、部会について
4月19日(金) 13:30~		総務部会構成分科会合同分科会	当面の作業について 次回、分科会について 全体説明の後、分科会ごとに当面の作業内容を確認。 分科会の開催場所について
4月19日(金) 14:00~		第1回固定・償却資産分科会	分科会での作業方針の確認 合併協定項目にかかる調査・調整項目のリストアップ作業
4月22日(月) 14:00~		第1回軽自税分科会	分科会での作業方針の確認 合併協定項目にかかる調査・調整項目のリストアップ作業
4月23日(火) 14:00~		第1回法人町民税分科会	分科会での作業方針の確認 合併協定項目にかかる調査・調整項目のリストアップ作業
4月24日(水) 14:00~		第1回国保税分科会	分科会での作業方針の確認 合併協定項目にかかる調査・調整項目のリストアップ作業
4月25日(木) 9:30~		第1回個人・住民税分科会	分科会での作業方針の確認 合併協定項目にかかる調査・調整項目のリストアップ作業
4月26日(金) 9:30~		第2回固定・土地分科会	合併協定項目にかかる調査・調整項目の確認
4月26日(金) 13:30~		第2回電算分科会	調整項目の確認 基幹業務の評価 システム統合に向けた課題の整理。 高速ネットワークの検討
4月26日(金) 13:30~		第2回財産管理分科会	合併協定項目にかかる調査・調整項目の確認 当面の作業スケジュールの確認
4月26日(金) 14:00~		第1回証明・閲覧分科会	分科会での作業方針の確認 合併協定項目にかかる調査・調整項目のリストアップ作業
4月30日(月) 13:30~		第2回企画分科会	分科会での作業方針の確認 合併協定項目にかかる調査・調整項目のリストアップ作業 「事務事業調書」の作成について
4月30日(月) 13:30~		第2回行政分科会	分科会での作業方針の確認 合併協定項目にかかる調査・調整項目のリストアップ作業 「事務事業調書」の作成について

4月30日(月) 14:00~		第1回徴収・収納分科会	分科会での作業方針の確認 合併協定項目にかかる調査・調整項目のリストアップ作業
5月1日(火) 9:30~		第2回消防分科会	分科会での作業方針の確認 合併協定項目にかかる調査・調整項目のリストアップ作業 「事務事業調書」の作成について
5月1日(火) 13:30~		第2回人事・組織分科会	分科会での作業方針の確認 合併協定項目にかかる調査・調整項目のリストアップ作業 「事務事業調書」の作成について
5月1日(火) 13:30~	第2回税務部会		分科会の進捗状況について 各分科会の調整項目リストの調整 5月9日に正副部会長と事務局で調整。 法人町民税の歳入、合併後のシミュレーション 5月10日までに報告
5月13日(月) 13:30~		第2回出納分科会	合併協定項目にかかる調査・調整項目の確認
5月14日(火) 13:30~		第2回軽自 税分科会	合併協定項目にかかる調査・調整項目の確認
5月15日(水) 13:30~	第2回総務部会		合併協定項目にかかる調査・調整項目の確認
5月16日(木) 13:30~	第2回企画 財政部会		合併協定項目にかかる調査・調整項目の確認
5月16日(木) 13:30~	第2回議会 部会		合併協定項目にかかる調査・調整項目の確認 「事務事業調書」の確認と作成について
5月17日(金) 9:00~		第3回消防 分科会	合併協定項目にかかる調査・調整項目の確認 「事務事業調書」の確認と作成について
5月17日(金) 13:30~		第3回財政 分科会	合併協定項目にかかる調査・調整項目の確認
5月17日(金) 13:30~		第3回財産 管理分科会	合併協定項目にかかる調査・調整項目の確認
5月17日(金) 15:00~		第2回広報 分科会	合併協定項目にかかる調査・調整項目の確認 「事務事業調書」の確認と作成について
5月20日(月) 13:30~		第3回企画 分科会	合併協定項目にかかる調査・調整項目の確認 「事務事業調書」の確認と作成について

5月20日(月) 14:00~		第2回証明・閲覧分科会	合併協定項目にかかる調査・調整項目の確認
5月21日(火) 14:00~		第2回国保分科会	合併協定項目にかかる調査・調整項目の確認
5月22日(水) 9:30~		第2回法人町民税分科会	合併協定項目にかかる調査・調整項目の確認
5月22日(水) 14:00~		第2回固定・家屋分科会	合併協定項目にかかる調査・調整項目の確認
5月23日(木) 10:00~		第2回固定・償却資産分科会	合併協定項目にかかる調査・調整項目の確認
5月23日(木) 13:30~		第2回個人・住民税分科会	合併協定項目にかかる調査・調整項目の確認



## 事務事業一元化調整方針の検討

## 合併協定項目調整方針（他の市町村の例）

## 【西東京市】

## 事務事業の一元化の考え方

## 【基本的な考え方】

事務事業の一元化とは、田無市・保谷市が現在行っている各種の事務事業について現在の状況を踏まえつつ、両市で取扱いが異なるものについて、新市において当面どのように事務事業を進めていくのかを明らかにすることです。

この事務事業の一元化を統一かつ体系的に行うため、次の6つの基本的な考え方（原則）をもとに各原則を総合的に勘案しつつ調整するものとします。

1. 新市に移行する際、市民生活に支障のないよう、速やかな一体性の確保に努める（一体確保の原則）。  
新市に移行する際、最も避けなければならないことは、市民生活に支障をきたすということです。住民票などの各種証明書の発行や各種申請の手続き、その他福祉・保健サービス、各種施設の利用やその申し込みなど、市民生活に係わる事項については、市民生活に混乱をきたさないよう、速やかな一体性の確保に努めるものとします。
2. 市民サービス及び市民福祉の向上に努める（市民福祉向上の原則）。  
現在、両市で行っている各種行政サービスについて、そのサービスに両市間に差異があるものについては、現行サービスの水準を低下させないことを原則として一元化できるよう事務事業を調整するものとします。
3. 負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める（負担公平の原則）。  
各種使用料・手数料や各種税金など市民が直接負担するものについては、その料金や税率について「負担公平の原則」に立ち、市民に不公平感を与えないよう十分配慮するとともに、行政格差を生じないように事務事業を調整するものとします。
4. 新市において健全な財政運営に努める（健全な財政運営の原則）。  
新市において安定した予算編成が行えるよう、財源の確保に努めるとともに、経常経費、投資的経費のバランスのとれた財政運営を心がけ、地方分権の時代にも対応できる健全な財政運営に努めるものとします。
5. 行政改革の観点から事務事業の見直しに努める（行政改革推進の原則）。  
事務事業の一元化の調整を図る際には、現在及び今後の社会情勢も踏まえ、「スクラップアンドビルド」の視点に立った行政改革を推進しつつ、これからの進むべき自治体のあり方も視野に入れながら、調整をするものとします。
6. 自治体の規模に見合った事務事業の見直しに努める（適正規模準拠の原則）。  
田無市・保谷市が一体化することによる人口、面積等の拡大に伴い、自治体の運営においても、その規模に見合った事務事業を進める必要があることから、類似都市の状況も考慮しつつ事務事業の調整をするものとします。

## 【調整方針の分類】

調整方針は、おおむね次の分類のいずれかによるものとします。

- (1) 両市で同一であるため現行のまま新市に引き継ぐ。
- (2) 田無市の例により調整する。
- (3) 保谷市の例により調整する。
- (4) 廃止の方向で調整する。
- (5) 新市に移行後、速やかに調整する。

(2)及び(3)は、おおむねどちらを基本に調整するかを示したもので、再構築する主旨も含むものとします